

石川県社会福祉審議会の委員を募集します

募集期間 令和7年1月27日(月)～2月10日(月)

本県の社会福祉に関する施策を調査審議する石川県社会福祉審議会の委員を募集します。県民の皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

○石川県社会福祉審議会とは

石川県の社会福祉に関する施策について調査審議するため、社会福祉法に基づき設置する組織です。

会議は原則として公開とし、概要、委員名簿等についてはHPで掲載しております。詳しくは、下記URLをご覧ください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/shingikai/syakaifukushi.html>

【募集人数】 1 名

【委員の概要】

✚ 任期 委嘱の日から3年間（令和7年3月15日から令和10年3月14日までの3年間を予定）

✚ 委員の義務 委員になられた方は、自らの学識、経験等に基づき審議に参加して頂きますが、以下の事項を遵守して頂きます。

- ・ 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
- ・ 委員は、委員としての地位を政治的目的、営利目的、宗教的目的に利用してはなりません。
- ・ 今回の募集で委員になられた方は社会福祉審議会全体会のほか、**老人福祉専門分科会に所属**して頂くこととなります。

✚ 委員の解嘱 知事は、委嘱した委員が以下の事項に該当した場合や、その他委員として適当でないと認めた場合には、委員の委嘱を取り消す場合があります。

- ・ 心身の故障やその他の事由により職務の執行ができないと認められるとき
- ・ 職務上の義務違反があるとき

✚ 審議会の開催 毎年1回程度、平日に開催します。

✚ 委員報酬等 審議会にご出席頂いた場合は、県が定める委員報酬及び県の規定に基づく交通費をお支払いします。

【応募資格】

- ✚ 審議会に出席できる方で、次のいずれにも該当する方
 - ・ 石川県内にお住まいの方
 - ・ 県・市町などの公的な高齢者施策や高齢者福祉活動に関わっていた等、高齢者施策に対して幅広い知識と経験のある方
 - ・ 年齢が令和7年3月31日現在、満20歳以上の方
 - ・ 国及び地方公共団体の議員でない方
 - ・ 県職員でない方
 - ・ 地方公務員法第16条各号に掲げるものに該当しない方

- ✚ 申込み手続き 次の書類を健康福祉部厚生政策課に持参、若しくは郵送又はE-mail (kousei@pref.ishikawa.lg.jp) により提出して下さい。
 - ① 応募申込書（別紙様式をご利用下さい。）
 - ② 小論文（様式自由）

<テーマ> 「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりについて」

<字 数> 800字程度

- ✚ 募集期間 令和7年1月27日（月）～2月10日（月）
持参、E-mail の場合は2月10日（月）の17時必着、郵送の場合は当日消印有効とします。
また、当方が応募申込書を受付した場合、こちらから連絡させていただきます。
当方からの連絡がない場合、何らかの理由で応募申込書が届いていないことが考えられますので、お手数ですが、ご連絡をお願いします。

- ✚ 選定方法 公募委員の選定は、選定委員会により行います。
 - ・ 提出された書類をもとに、一次選定を行います。
 - ・ 一次選定を通過された方に対し面接を行い、最終的に選定委員会において公募委員を決定します。
 - ・ 面接は令和7年2月下旬を予定しております。詳細（時間帯、場所等）については、後日改めて通知します。

※ 審査の結果、公募委員の選定を行わない場合もありますので、あらかじめご了承下さい。

- ✚ 選定結果の通知 文書をもって応募者全員に通知します。
- ✚ 成績の開示 本人に限り、成績の開示を行います。
なお、成績開示には、顔写真付きの身分を証明できるものを持参して下さい。
- ・ 開示期間：選定結果発送日から2週間
 - ・ 開示場所：健康福祉部厚生政策課内
(郵送、電話による開示請求は認めません。)
- ✚ 注意事項 その他、以下の事項についてあらかじめご了承下さい。
- ・ 提出頂いた書類は返却致しません。
 - ・ 応募にかかる交通費等は、応募された方の負担とさせていただきます。

ご不明な点などございましたら、お手数ですが下記までご連絡下さい。

申込み・問い合わせ・連絡先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

健康福祉部厚生政策課管理・援護グループ（県庁9階）

電話 076-225-1411 / メール kousei@pref.ishikawa.lg.jp